

電気工事業の手引き 4 (登録・承継一建設業許可なし)

2026.1

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

【必要書類】

提出書類	承継内容	個人事業者が法人成り	法人解散による事業承継	譲受により事業承継	相続により事業承継	選定相続により事業承継	法人合併による事業承継	法人分割による事業承継
①登録電気工事業者承継届出書(様式第6)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②電気工事業譲渡証明書(様式第8)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
③登録電気工事業者相続同意証明書(様式第9)						<input type="radio"/>		
④登録電気工事業者相続証明書(様式第10)					<input type="radio"/>			
⑤電気工事業承継証明書(様式第10の2)								<input type="radio"/>
⑥誓約書(県様式第7号)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦現住所が確認できる公的書類			<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
⑧登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨戸籍謄本					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
⑩登録電気工事業者登録証		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

○=必須書類。

●=譲り受けの側が個人か法人かで、必要書類が異なります。

様式は神奈川県のホームページからダウンロードが可能です。

神奈川県 電気工事業

検索



【手数料】2,200円

【支払方法】●キャッシュレス決済(クレジットカード、交通系ICカード、楽天edy、PayPay、d払い、auPay、メルペイ)

●電子納付(クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済)

●納付書

電子納付用のQRコード。
e-kanagawa 電子申請に接続します。



※ 承継に伴い変更事項が発生する場合は、別途「登記事項等変更届出書」の提出が必要です。

【窓口】

営業所の所在市町村	窓口	送付先	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0054 平塚市中里50-1	0463-45-3150 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)

個人事業者が法人成りした場合の記入例

① 登録電気工事業者承継届出書 (様式第6)

個人事業の方が、法人を設立した場合には、承継手続きで登録電気工事業者登録証の書換えが可能です。この手引きでは、個人名で登録していた電気工事業者が、法人を設立した際の承継手続きを説明します。

環境保全課へ提出する場合は、県政総合センターの地域名を記載します。

法人の登記事項証明書に記載してある住所、法人名、代表者氏名を記入します。

承継の原因を記入します。

個人名で登録を受けた日付と登録番号を記入します。

この欄は空欄で大丈夫です。

登録電気工事業者登録証の添付の有無を丸付けします。

※ 登録電気工事業者登録証がない場合は登録証の再交付手続きが必要です。

登録電気工事業者承継届出書									
様式第6(規則第5条関係) 手数料 2,200円又は 0円									
×登録番号 ×登録年月日 年 月 日									
書類の作成日 ○○年○○月○○日									
<p style="text-align: center;">神奈川県知事 殿 (○○地域県政総合センター所長)</p> <p style="text-align: right;">TEL1 ○○○-○○○○ TEL2 ○45-○○○-○○○○ FAX ○80-○○○○-○○○○ TEL2は日中連絡がつく電話番号をご記入ください TEL2 ○45-○○○-○○○○ 住所 横浜市中区○○町1-1-1 氏名又は 株式会社○○電気 会社名 法人にあっては代表者の氏名 ○○ ○○</p>									
<p>登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項(当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td>承継の原因</td> <td>法人成り</td> </tr> <tr> <td>被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号</td> <td>神奈川県知事登録第20×××××号 20××年△月△日</td> </tr> <tr> <td>承継者が登録を受けた年月日及び登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">被承継者に関する登録証の添付の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</td> </tr> </table>		承継の原因	法人成り	被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	神奈川県知事登録第20×××××号 20××年△月△日	承継者が登録を受けた年月日及び登録番号		被承継者に関する登録証の添付の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
承継の原因	法人成り								
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	神奈川県知事登録第20×××××号 20××年△月△日								
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号									
被承継者に関する登録証の添付の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無									

② 電気工事業譲渡証明書（様式第8）

「電気工事業譲渡証明書」は、承継で譲渡する内容を証明します。

個人から法人への承継の場合は、「譲り渡した者」が個人名になり、「譲り受けた者」が法人名になります。

個人名の登録住所と氏名を記入します。

法人の住所、法人名、代表者名を記入します。

登録番号と登録年月日を記入します。

個人の時の営業所名称を記入します。一般的に屋号か個人名になります。

個人の時の営業所の住所を記入します。（大抵は自宅住所）

登録証に記載されている電気工事の種類を記入

法人成りの承継の場合は、登記簿記載の法人設立日を記入します。

様式第8(規則第6条関係)

電気工事業譲渡証明書

X 登録番号
X 登録年月日 年月日
2022年 4月 7日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

(〒231-8588) 電話 045(210)3475番

譲り渡した者 住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は名称 神奈川 太郎
法人にあっては 代表者の氏名

(〒231-8588) 電話 045(210)3475番

譲り受けた者 住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は名称 株式会社かなでん
法人にあっては 神奈川 太郎
代表者の氏名

※ 住所は、法人の場合は登記事項証明書の記載のとおり、個人の場合は住民票、運転免許証等の證明書類の記載のとおり、記入してください。

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

1 登録を受けた年月日及び登録番号
神奈川県知事 登録第 309999 号 平成30年 5月 11日

2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
かなでん
横浜市中区北仲通1
一般用電気工作物及び自家用電気工作物

3 譲渡の年月日
2022年 4月 1日

【ご注意】

譲渡した内容が、承継後に変更になる場合は、別途「登録事項等変更届出書」（様式第11）が必要です。

一般的に個人事業者が法人成りした場合には、営業所名を屋号から法人名に変えることになりますので、必然的に変更届の提出が必要となります。

譲渡した内容のうち、電気工事の種類を変更する場合、通常の変更手続きの際には手数料が発生しますが、承継手続きと一緒に変更手続きを行う場合には手数料は必要ありません。

⑥ 誓約書（県様式第7号）

登記事項証明書に記載された、法人名、所在地、代表者の氏名を記載します。

県様式第7号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

誓約書

2022年4月7日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は
会社名 株式会社かなでん
法人にあつ
ては代表者 神奈川 太郎
の氏名

私(当社及び当社の役員)は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

法人成りした場合には、必ず提出します。

原本をコピーしたものでも提出可能ですが、発行日(証明日)から6か月以内のものに限ります。

⑩ 登録電気工事業者登録証

承継手続きにより「登録電気工事業者登録証」の内容が変わった場合は、原本を提出します。

法人成りした場合には必ず提出します。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。